

岡山県副知事の主として担当する事項 （県例規集登載） 【訓 令】		目次	
		発行 岡山県	
			
		担当課（室）	目次
			担当課（室）

令和3年7月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第七号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
横田副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に關する事項
小谷副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に關する事項

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 岡山県副知事の主として担当する事項(令和二年岡山県訓令第六号)は、廃止する。